

ごみの収集を開始するには、ごみ収集届出書の提出が必要です

武蔵野市では、平成16年10月より市内全域で戸別収集を実施しています。

ごみは「建物ごとに敷地内」に設けたごみ置き場にお出してください。

【提出方法】

ごみ総合対策課窓口、電子申請、FAXまたは郵送

※委託業者による現地確認を行い、対面または電話連絡後に収集開始となり、収集開始はごみ総合対策課の受付からおおむね2～4開庁日を要します。



【注意】

- ・届出がない場合は、収集ができませんのでご注意ください。
- ・届出のごみ置き場以外の場所に出されたものは回収できません。
- ・ごみ置き場所を敷地内で変更する場合も、届出が必要です。

▲電子申請はQRコード
をご利用ください。

一般家庭の方

1. 戸建て住宅の場合

「ごみ収集届出書」の提出が必要です。

2. 集合住宅の場合（原則届出は不要です）

お住まいの方が個々に届出をしていただく必要はありません（事業者として入居する場合は個別に届出が必要です）。

管理会社等にご確認のうえ、指定された場所にごみを出してください。

※管理者の方へ

武蔵野市まちづくり条例の対象の適否を問わず、完成の際に必ず届出をお願いいたします。

ご確認ください

ごみの出し方の詳細は

- ・「ごみカレンダー」
- ・「ごみ便利帳 eco ブック」
- ・「市ホームページ」



▲市HP

をご確認ください。

・ごみ・資源物は収集日の朝9時までに出示してください。

・カラス等に荒らされないように、ふた付きのごみ箱などをご利用ください。市では貸出・販売は行っていません。

事業者の方

事業系ごみで、市の収集を希望する場合は「ごみ収集届出書」の提出が必要です。

市の収集に出すことができるのは、以下の条件を全て満たす場合です。

～条件～

- ・午前9時までに、ごみ出しができること
- ・排出量が1日平均10kg以下であること
- ・敷地内にごみ置き場所を設置できること

「譲りたいもの」・「譲ってほしいもの」の
情報を提供する掲示板

— むさしのエコポ —

まだ使える使わなくなったモノを

「リユース」しませんか？

musashin eco .b
むさしのエコポ



提出先・問合せ先

〒180-0012 武蔵野市緑町3丁目1番5号

武蔵野市環境部ごみ総合対策課（クリーンセンター管理棟1階）

電話 0422-60-1802（直通）FAX 0422-51-9950